

備えあれば
患いなし!

タビックスジャパンの 国内旅行傷害保険

タビックスジャパンはご加入いただくことを強く推奨しております。

安心して楽しむために計画した国内旅行。安心だからと選んだ国内旅行で、事故やトラブルにあった時の不安は大きいと存じます。万一、事故やトラブルが起きたとしても、被害を最小限にすることが大切です。国内旅行傷害保険は少額の保険料で補償が受けられるのが特徴です。「備えあれば憂いなし」という言葉があるように、少しの備えで安心感を得られる国内旅行傷害保険。タビックスジャパンでご加入いただくことで、万が一のトラブルの際にも当社がお客さまの代わりにスピーディーに対応させていただきます。尚、当社の保険商品の比較説明・推奨販売方針につきましては、タビックスジャパン HP をご確認ください。(http://www.tabix.co.jp/)

●この保険にお申込みいただける方、被保険者になれる方は

株式会社タビックスジャパンが販売・募集する国内旅行の参加者およびその店舗・営業所等へご来店いただく方に限ります。ただし、希望しない方を除きます。

この保険の補償の対象

この保険は、ご自宅を出発してからご自宅へ到着するまでの以下のようなケガ等が補償の対象となります。

◆散策中に転倒して後遺傷害が生じた。



＜実際の事例＞
大腿骨折。
後遺障害保険金 700 万円

◆沖合でボート故障。捜索費用発生。



＜実際の事例＞
救護者費用等保険金 100 万円

◆旅行先で誤ってカメラを壊した。



＜実際の事例＞
カメラ破損。
携行品損害保険金 10 万円

◆ホテルの備品を過って壊した。



＜実際の事例＞
過ってホテル所有の壺を破損。
賠償責任保険金 300 万円

ご加入タイプと保険料

国内旅行傷害保険 加入タイプ一覧表 (1人あたり)

旅行日数	日帰り	1泊2日まで	2泊3日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
タイプ	A08	B12	C15	D16	E18
死亡・後遺障害	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
入院保険金(1日あたり)	6,000 円	9,000 円	11,000 円	12,000 円	12,000 円
手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、 それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。				
通院保険金(1日あたり)	3,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円	8,000 円
賠償責任	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
携行品損害 (自己負担額※3千円)	25 万円	35 万円	35 万円	35 万円	30 万円
救護者費用等	135 万円	290 万円	254 万円	296 万円	327 万円
保険料	800 円	1,200 円	1,500 円	1,600 円	1,800 円

※自己負担額は、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額の事です。

08TYPE

保険料のお支払いは

国内旅行傷害保険にご加入のお申し出をされた方は、ご旅行の出発前までに払込依頼書(振込用紙)にて保険料を旅行代金と一緒に支払ってください。

国内旅行傷害保険にご加入のお申し出をされなかった方で、追加で加入を希望される方は、保険料を追加した金額に払込依頼書(振込用紙)の金額欄を訂正し訂正印を押印の上、銀行(窓口)にてお支払下さい(金額を訂正した場合、コンビニでお支払することは出来ません)

〈取扱代理店〉

お申込・お問い合わせは、お客様のご旅行申込窓口へ

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

航空運輸産業部 営業二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL. (03) 3259-4135

観光庁長官登録旅行業第2056号

TABIX

タビックス ジャパン

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、パンフレットP3～4の「※印の用語のご説明」をご参照ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 傷害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	国内旅行行程※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかんときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など
	国内旅行行程※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	国内旅行行程※中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	[入院保険金日額]×[入院※した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	国内旅行行程※中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられたとき。	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術※の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りま。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	国内旅行行程※中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものと同みなします。	[通院保険金日額]×[通院※した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
賠償責任保険金 ★賠償責任危険補償特約(国内旅行特約用)	国内旅行行程※中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、被保険者(被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。)が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(※)等をお支払いします。 (※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任。ただし、その物が宿泊施設の客室(※)であった場合は、お支払いの対象となります。 ●被保険者と同居する親族※および旅行行程※を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など (※)「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセーフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約(国内旅行特約用)	国内旅行行程※中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※)に損害が生じた場合 (※)「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。)から免責金額※(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注3)損害による価値の下落(格落損)は損害額には含めません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●携行品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 (国内旅行特約用)	救援対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者* ⁽¹⁾ が費用を負担された場合 ①国内旅行行程*中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②国内旅行行程中に救援対象者が山岳登山* ⁽²⁾ 中に遭難された場合(運動危険等補償特約をセットし、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は補償の対象となります。) ③国内旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ④国内旅行行程中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合 (*1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。 (*2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。	前ページよりつづき (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用(*1) イ. 救援者*の現地*までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)(*2) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)(*2) エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者または救援対象者が現地において支出した交通費・通信費等をいい、3万円が限度となります。) (*1)山岳登山*中の遭難に伴う捜索、救出または移送に要した費用については、別途「遭難捜索費用補償特約」をセットした場合にお支払いの対象となります。 (*2)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の③の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページよりつづき ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害など ●保険契約者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ●脳疾患、病気または心神喪失による費用 ●妊娠、出産、早産または流産による費用 ●外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかんときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●乗用具*を用いて競技等*をしている間の事故による費用 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など

- この保険には、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、上記表の各保険金額には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。
- 国内旅行傷害保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程*を開始する前および旅行行程を終了した後生じた事故は保険金の対象となりません。
- 乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。
- 【保険責任の範囲に関するご注意】
次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ*に対しても保険金をお支払いします。
 ア. 旅行行程*中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶*が通常の航路により日本国外を通過する場合
 イ. その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合
 (*)日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。
- すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為は保険金の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

<※印の用語のご説明>

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者*が医師の場合は、被保険者*以外の医師をいいます。(*1)救援者費用等補償特約(国内旅行特約用)の場合は救援対象者*とします。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「救援者」とは、救援対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救援対象者の親族* (これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*^(*)を含みます。
 (*1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等*の固定具を装着した場合に限りです。
 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「現地」とは、事故発生地または救援対象者*の収容地をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「時価」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額*^(*)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
 (*1)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および投動術ならびに抜歯手術を除きます。
 ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「治療」とは、医師*が必要であるとして認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受け

ることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「旅行行程」とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
（*2）グライダーおよび飛行船を除きます。
（*3）職務として操縦する場合を除きます。
（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

補償対象外となる主な「携行品」

株券、有価証券、印紙、切手、預金証書・貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、自動車等*およびこれらの付属品、前記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物 など

- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が国内旅行中に事故によりケガをされた場合（*）に保険金をお支払いします。

（*）国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ国内旅行傷害保険加入カード等の保険期間欄に記載された保険期間中のケガを補償します。

（注）次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

ア、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合

イ、その航空機または船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰することのできない事由により日本国外に出た場合

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP2、P3のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットP2、P3をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットP2、P3をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP2、P3をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1か月以内で旅行期間に合わせて設定してください。

この保険は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまでを補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、国内旅行傷害保険加入カード等の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP1の保険金額欄および国内旅行傷害保険加入カード等、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、国内旅行傷害保険加入カードの保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP1をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。注意喚起情報のご説明の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）について

この保険は株式会社タビックスジャパンが保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—国内旅行傷害保険加入カード等の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

国内旅行傷害保険加入カード等に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加

入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、国内旅行傷害保険加入カード等の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

●他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、国内旅行傷害保険加入カード等にその内容を必ず記載ください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

- (2) 国内旅行傷害保険加入カードへの記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認いただき、国内旅行傷害保険加入カードに正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・国内旅行傷害保険加入カード等の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- ・国内旅行傷害保険加入カードの「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*国内旅行傷害保険加入カード等によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

2. ご加入時にご注意いただきたいこと

- この保険は、包括契約特約期間（2019年7月1日午前0時から2020年6月30日午後12時まで）に旅行行程を開始または旅行期間を延長した下記の旅行者を被保険者として、株式会社タビックスジャパンが販売、募集する国内旅行参加者および株式会社タビックスジャパンの店舗、営業所等への来店者。ただし、保険付保を希望しない方を除くことができます。
- <契約内容登録制度について>
お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 賠償責任危険補償特約等がセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

3. ご加入後にご注意いただきたいこと

- ご加入いただいた後にお届けする「国内旅行傷害保険加入カード」ならびに、「国内旅行傷害保険加入通知証」は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

4. 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきましても詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
- （*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- （*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、賠償責任危険補償特約（国内旅行特約）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任危険補償特約（国内旅行特約）で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次の・を付した書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。
（注1）特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、下記の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
（注2）損害賠償請求権者が引受保険会社へ損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」と同様です。
（注3）事故の金額、損害の額、傷害の程度等に応じて、下記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

【ご提出いただく書類】

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類
- ・被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類
- ・診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類
- ・公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本
- ・後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類
- ・損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類②他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類
- ・その他必要に応じて引受保険会社が求める書類①他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類②（企業等の災害補償規定等特約をセットした契約の場合）受給者と被保険者が異なる場合、受給者と被保険者の関係を証する書類③保険の対象の価額を確認する書類

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、本内容について、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

5. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用し、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。